

洋上売船の取扱いについて

輸出注意事項 12 第 28 号 (12. 4. 3)
最終改正：輸出注意事項 26 第 3 号 (26. 1. 24)

本邦を出港した船舶であって、出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すこととなった船舶（洋上売船）の輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）及び「漁船の輸出承認について」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 31 号）によるほか、平成 12 年 4 月 3 日から下記により行います。

なお、「洋上売船の取扱いについて」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 32 号）は廃止します。

記

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき輸出の承認を必要とするものについては以下によるものとする。

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 25 の項の中欄に掲げる船舶のうち、新造船以外の船舶とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認を申請しようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ③ 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証 1 通
- ④ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 承認の条件

輸出承認に際して次の条件を付すものとする。

「当該輸出承認に係る船舶を引渡したときは、1 ヶ月以内に引渡し議定書、抹消済船舶原簿謄本及び（財）日本海事協会又は（社）日本海事検定協会の当該船舶に係る立会確認報告書を貿易審査課に提出しなければならない。」